

資 料

(地方税制)

平成22年度税制改正大綱(抄)

平成21年12月22日
閣議決定

第1章 税制改革に当たっての基本的考え方

2. 税制改革の視点

第五に、地域主権を確立するための税制を構築していきます。地域再生のためにはもちろんのこと、市民に一番身近な自治体が、自らの権限と責任で自らの税制のあり方を定め、そこから得られる税収によって住民が求める行政サービスを提供することは、納税者としての意識を高め、税の無駄遣いを防ぐことにもつながります。今後、地域主権を確立するためには、国と地方の役割分担の大幅な見直しと併せて、それぞれの担う役割に見合った形へと国・地方間の税財源の配分のあり方を見直します。

第2章 新しい税制改正の仕組み

1. 新しい税制調査会の設置

地方税制については、地方の声を反映する仕組みを構築することが必要です。税制調査会では、平成22年度税制改正に当たり、全国知事会、全国市長会、全国町村会との意見交換を行いました。今後、国と地方が対等に協議する場の法制化の議論との関連を整理しつつ、地方税制に関する地方の声を十分反映できる仕組みを検討します。

第3章 各主要課題の改革の方向性

9. 地域主権の確立に向けた地方税財源のあり方

(1) 国と地方の税源配分のあり方の見直し

地域主権改革を推進し、国の役割を限定して、地方に大幅に事務事業の権限を移譲します。国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源の配分のあり方を見直します。 社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築します。

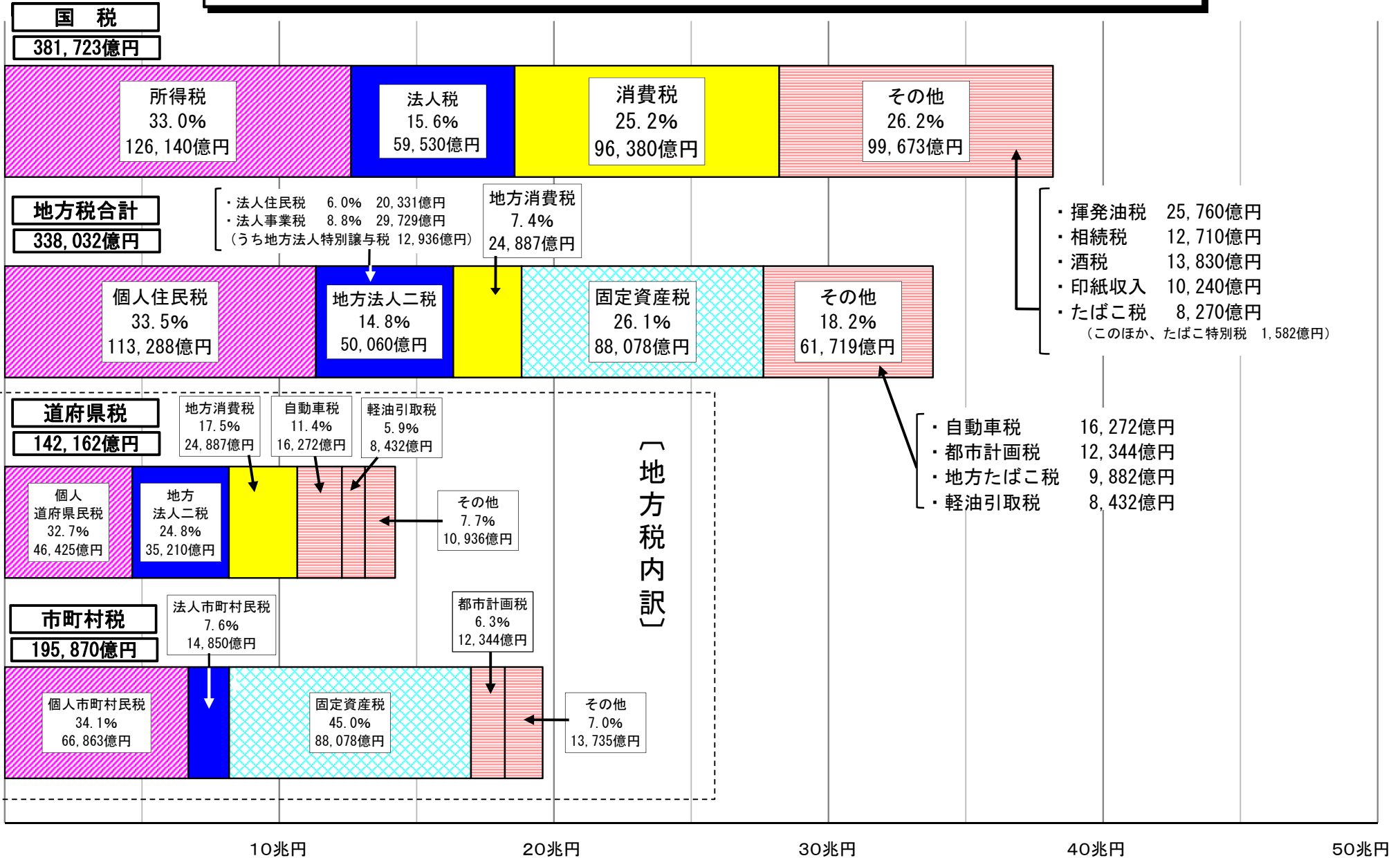
(2) 地方税に関する国の関与のあり方の見直し

地方自治体が事務事業のみならず税の面でも創意工夫を活かすことができるよう、課税自主権の拡大を図ります。

(3) 地方の意見を反映する仕組みの構築

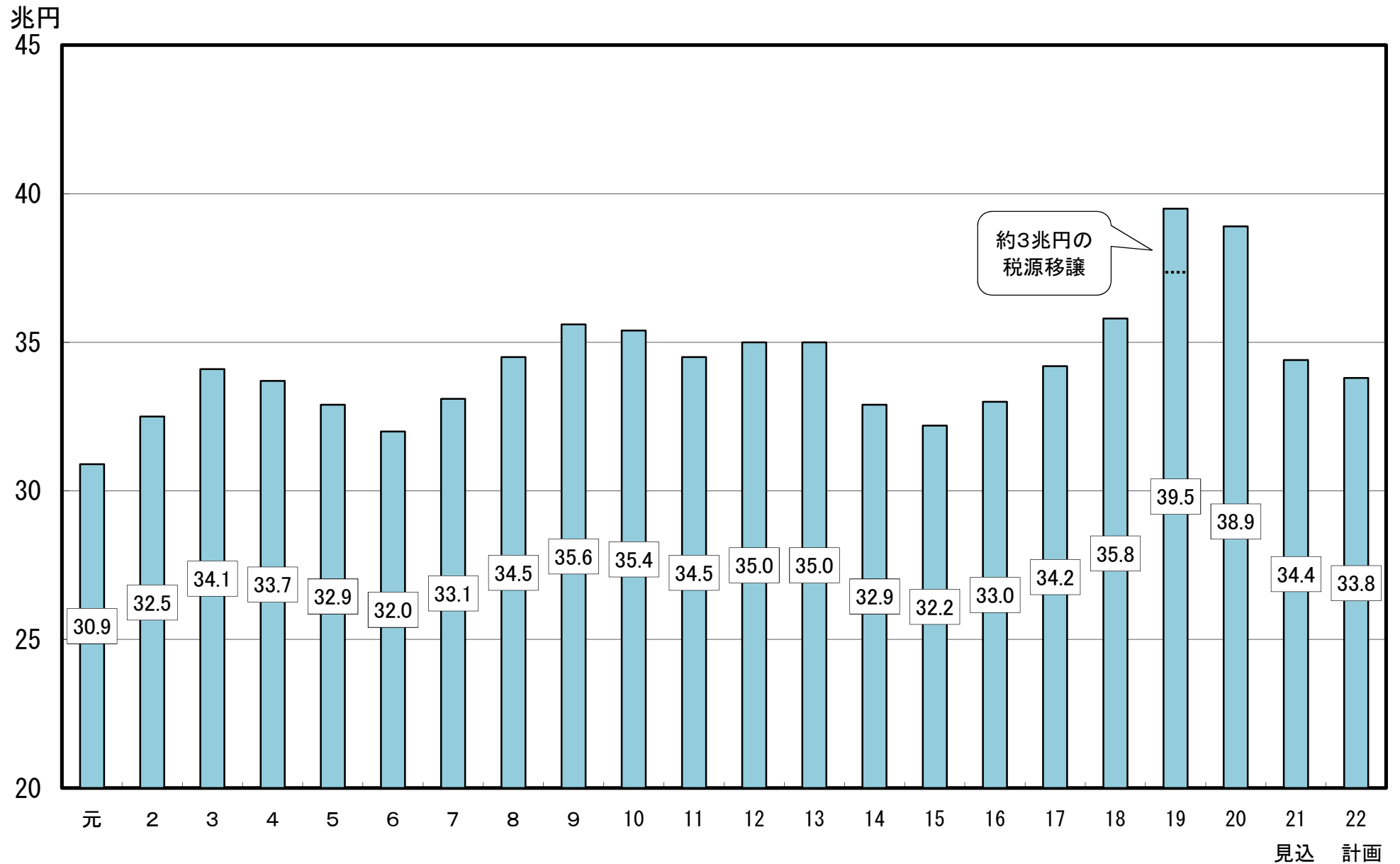
国が地方に優越する上下関係から、対等の立場で対話していける新たなパートナーシップ関係に転換します。そのために、国と地方が対等に協議する場の法制化の議論との関連を整理しつつ、地方税制に関する地方の声を十分反映できる仕組みを検討します。

国税・地方税の税収内訳（平成22年度予算・地方財政計画額）



(注) 1 各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
 2 国税は予算額（特別会計を含む）、地方税は、超過課税及び法定外税を含まない。
 3 国税は地方法人特別税を除いた額、地方税は地方法人特別譲与税を加えた額である。

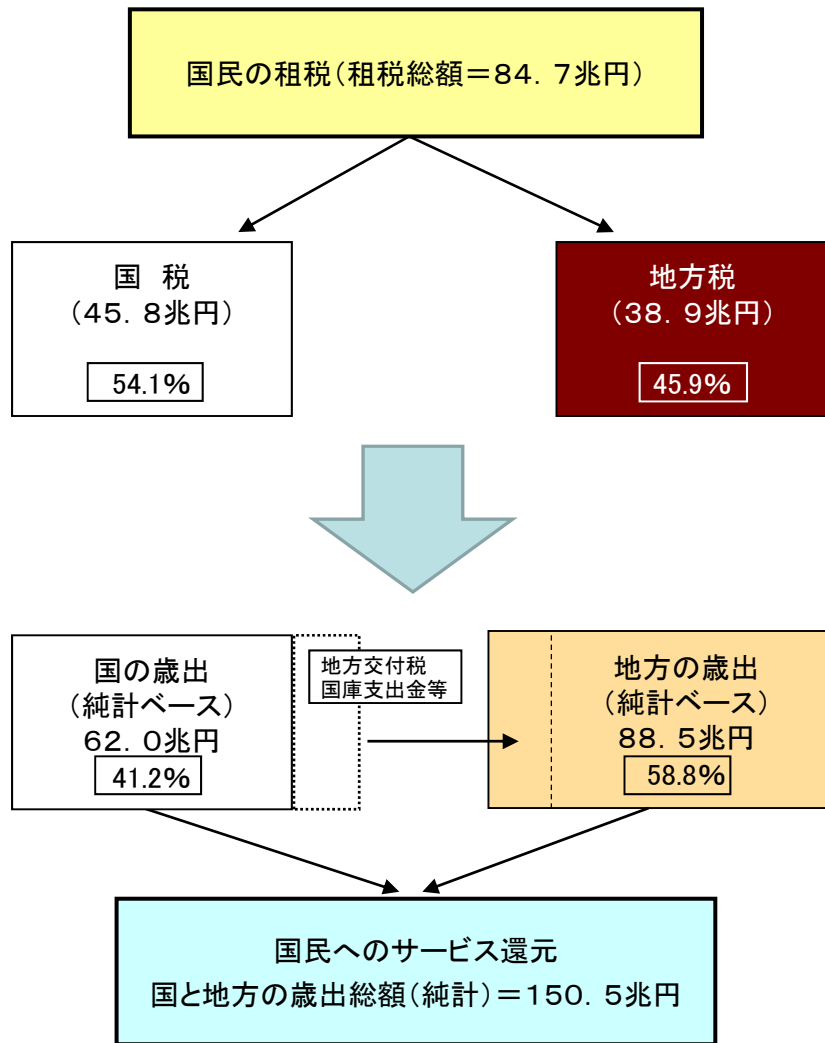
地方税収の推移



(注1) 表中における計数は、超過課税及び法定外税を含まず、地方法人特別譲与税を含む。

(注2) 平成20年度までは決算額、21年度は決算見込額、22年度は地方財政計画額である。

国・地方の税源配分について(平成20年度)



(注) 現在精査中であり、異動する場合がある。

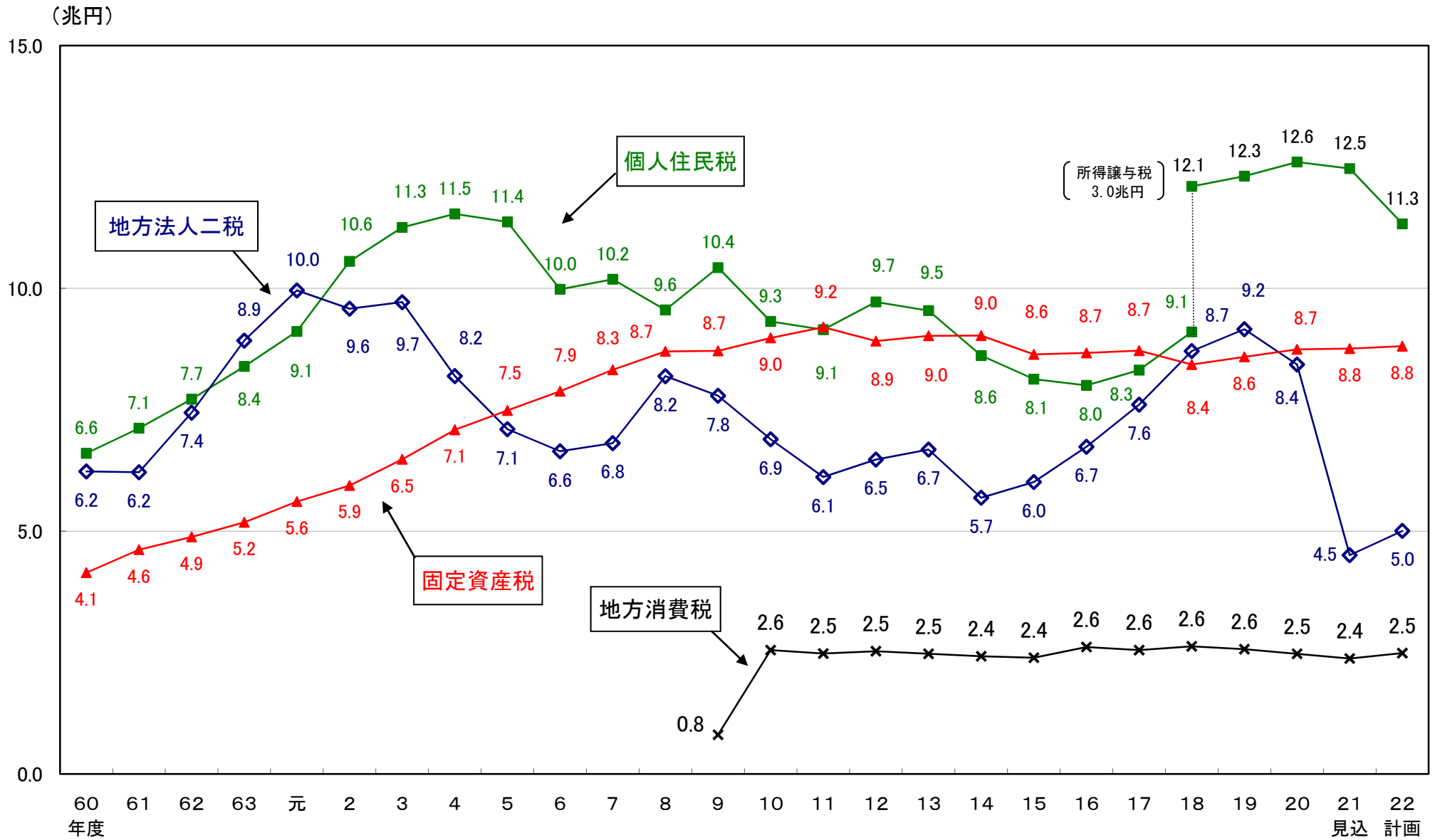
(注) 地方税には、超過課税及び法定外税を含まず、地方法人特別譲与税を含む。
 国税には、地方法人特別税を含まない。

◎税源配分の推移

年度	租税総額	国 税	地方税
H18	89.9兆円	54.1兆円 [60.2%]	35.8兆円 [39.8%]
H19	92.2兆円	52.7兆円 [57.1%]	39.5兆円 [42.9%]
H20	84.7兆円	45.8兆円 [54.1%]	38.9兆円 [45.9%]
H21見込	72.1兆円	37.7兆円 [52.3%]	34.4兆円 [47.7%]
H22計画	72.0兆円	38.2兆円 [53.0%]	33.8兆円 [47.0%]

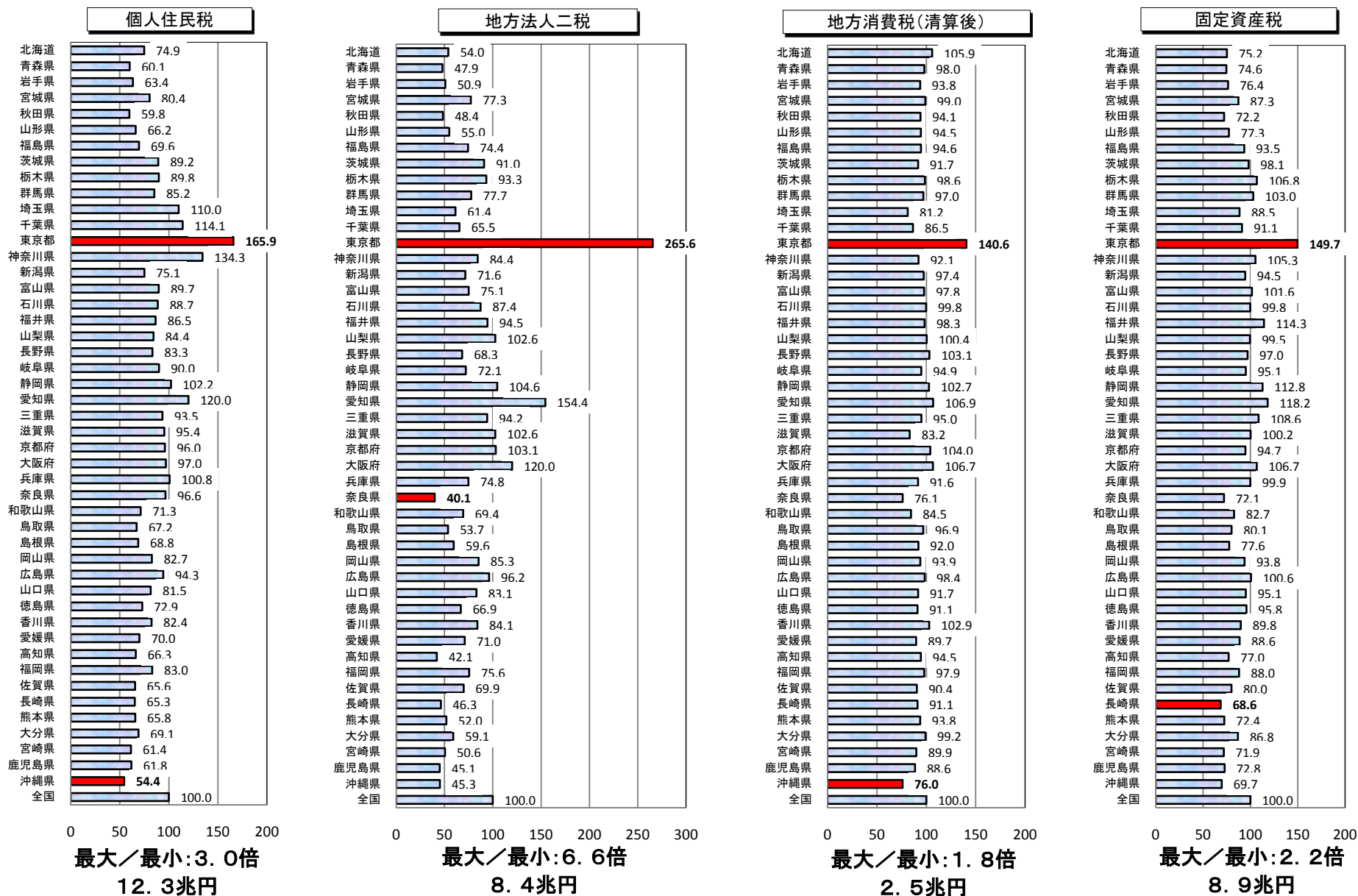
(注) 地方税には、超過課税及び法定外税を含まず、地方法人特別譲与税を含む。
 国税には、地方法人特別税を含まない。

主要税目（地方税）の税収の推移



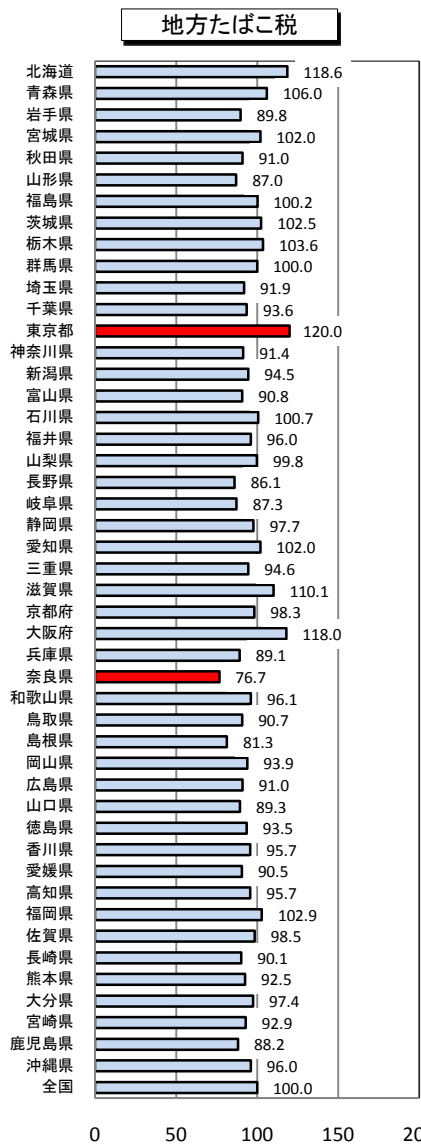
(備考) 1 計数は、超過課税及び法定外税を含まない。
 2 平成20年度までは決算額、21年度は決算見込額、22年度は地方財政計画額である。
 3 地方法人二税には、地方法人特別譲与税を含む。

人口一人当たりの税収額の指数(平成20年度決算)

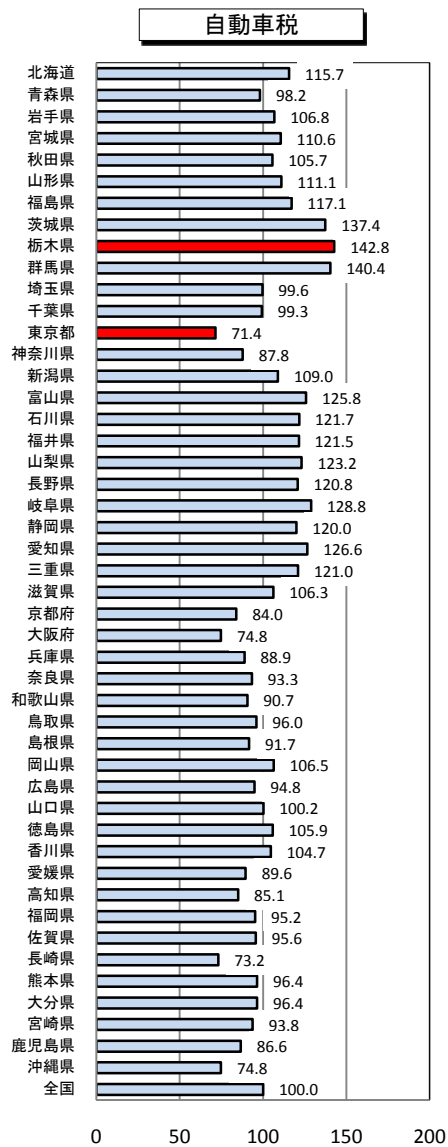


※「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。
 (注1) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。
 (注2) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く。
 (注3) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。
 (注4) 人口は、平成21年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

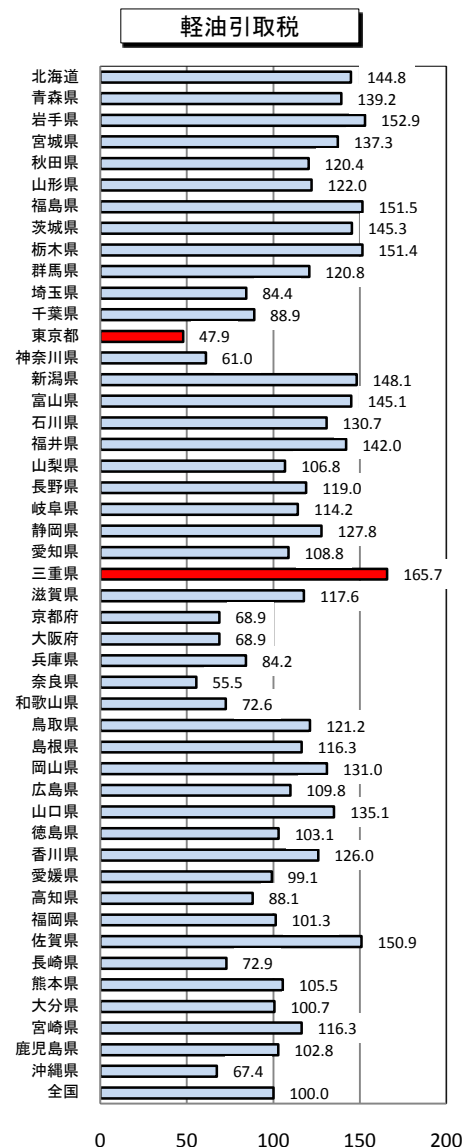
人口一人当たりの税収額の指数(平成20年度決算)



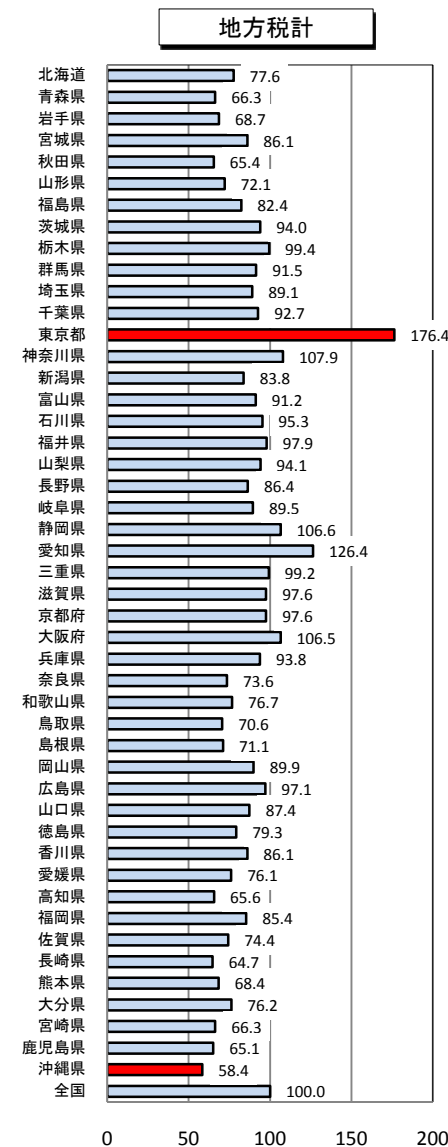
最大/最小: 1.6倍
1.1兆円



最大/最小: 2.0倍
1.7兆円



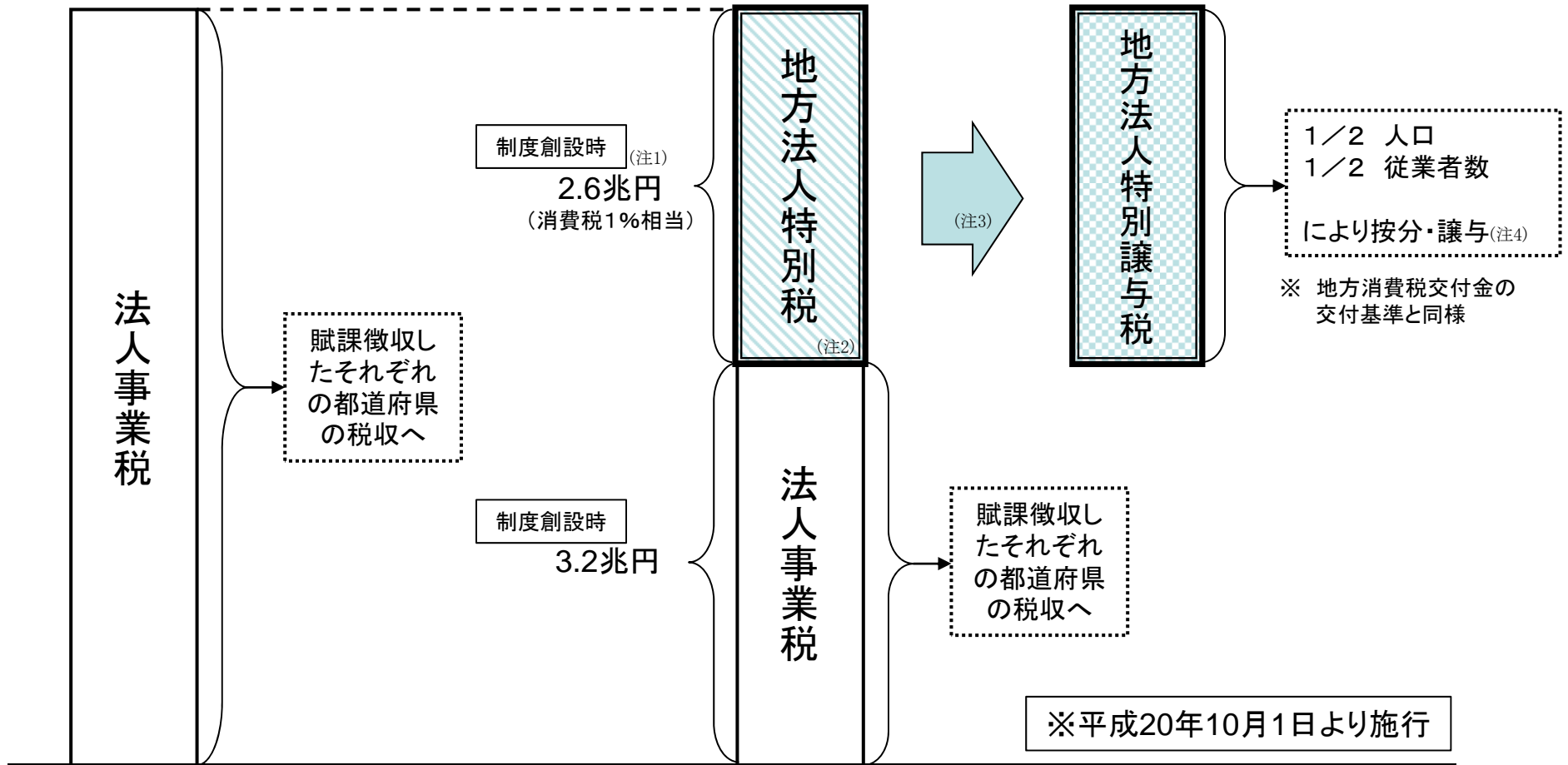
最大/最小: 3.5倍
0.9兆円



最大/最小: 3.0倍
38.9兆円

※「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。
 (注1) 地方たばこ税の税収額は、道府県たばこ税及び市町村たばこ税の合計額である。
 (注2) 自動車税の税収額は、超過課税分を除く。
 (注3) 地方税収計の税収額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。
 (注4) 人口は、平成21年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

地方法人特別税・譲与税



(改正前)

(改正後)

- (注) 1 制度創設(平成20年度改正)時の、平成20年度当初の税収見込みをもととした地方法人特別税・譲与税の規模(平年度化後)。なお、平成22年度当初の税収見込みをもととした場合は、その規模は1.3兆円(平年度化後)に縮小すると見込まれる。
- 2 地方法人特別税(国税)は、都道府県が、法人事業税と併せて賦課徴収。
- 3 地方法人特別税の課税標準は、法人事業税(所得割・収入割)の税額(標準税率分)。
- 4 都道府県が賦課徴収した地方法人特別税の税収は、その全額を、地方法人特別譲与税として、都道府県に譲与。

課税自主権の拡大

- 地方団体が課税自主権を活用しやすいよう、制度を見直し
→ 新たな行政ニーズに対応するための財源確保策として活用が進んでいる

(1) 法定外税

平成12年4月（地方分権一括法）

- ・ 法定外普通税の「許可制」から、「協議・同意制」（消極要件に該当しない限り、総務大臣は同意しなければならない）に変更
- ・ 法定外目的税の創設

平成16年度 税制改正

- ・ 既存の法定外税の変更（税率引下げ等）に係る国の関与を廃止
- ・ 特定納税義務者への意見聴取制度を創設

例) 産業廃棄物税（三重県、岡山県など27道府県、北九州市）
（目的）産業廃棄物の排出抑制、リサイクル促進、適正処理の推進など
（課税対象）最終処分場等への産業廃棄物の搬入などについて、排出事業者等へ課税

(2) 税率設定の自由度の拡大（超過課税等）

平成10年度 税制改正

- ・ 市町村民税均等割・所得割について、制限税率を廃止

平成15年度 税制改正

- ・ 法人事業税について、制限税率を緩和 [1.1倍→1.2倍]

平成16年度 税制改正

- ・ 標準税率によらないことができる要件の緩和（超過課税の制約緩和）
- ・ 固定資産税について、制限税率を廃止

平成18年度 税制改正

- ・ 自動車税・軽自動車税について、制限税率を緩和 [1.2倍→1.5倍]

例) 個人住民税の超過課税（高知県、岡山県など30県）
（目的）地球温暖化防止、水源涵養のための森林機能保全など
（課税対象）住民税均等割を標準税率の1.3～2.0倍で課税

法定外税の導入状況

14道県
4市町
(H13.4月現在)



44都道府県
12市町村
(H21.4月現在)

平成20年度決算額 447億円
(地方税収に占める割合 0.11%)

超過課税の導入状況

[法人事業税]

7団体
(H13.4月現在)



8団体
(H21.4月現在)

[道府県民税（個人均等割）]

0団体
(H13.4月現在)



30団体
(H21.4月現在)

平成21年度決算見込額 3,944億円
(地方税収に占める割合 1.13%)